

処分基準整理票

<p>処分の内容</p>	<p>蓮田市コミュニティセンターの利用の条件の変更、停止及び許可の取消し</p>
<p>根拠法令及び条項</p>	<p>蓮田市コミュニティセンター設置及び管理条例 第7条第3項、第8条、第10条、第11条、第14条第2項</p>
<p>処分基準</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）</p>
	<p>公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）</p>
	<p>【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用の許可） 第7条 [略] 2 [略] 3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。 （利用権の譲渡等の禁止） 第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 （利用の条件の変更、停止及び許可の取消し） 第10条 市長は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 第7条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。 (2) 第8条の規定に違反したとき。 (3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 2 市は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。 （原状の回復） 第11条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は取消しの処分を受けたときも、同様とする。 （指定管理者による管理） 第14条 [略] 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第4条から第7条まで、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。ただし、第4条第2項の規定により休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めようとする場合又は第5条ただし書の規定により利用時間を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p>

処分基準 設定年月日	令和6年 3月15日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。